Asia Practice

アジアプラクティス

当事務所は、アジア地域での日本企業のビジネス活動をサポートするため、東京・大阪・名古屋・福岡・高松・北京・上海・シンガポール・ヤンゴン・バンコク・ホーチミン・ハノイの各拠点を通じて、アジアでの法務に関して豊富な経験を有する弁護士を中心としたチームを組成し、総合的なリーガルサービスを提供しています。

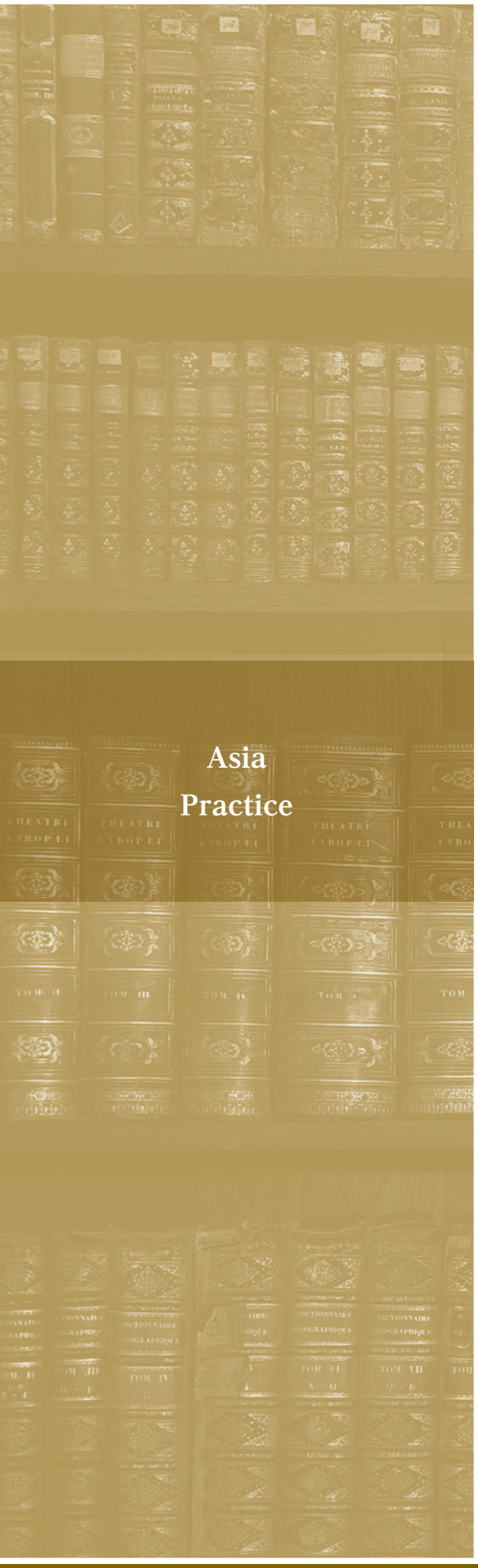

Asia
Practice

アジアプラクティス

成長著しいアジア諸国は、多くの日本企業にとって戦略的製造拠点であると共に重要なマーケットと位置づけられ、日本企業のアジアにおけるビジネス活動はより重要性を増し多様化しています。このような変化の中、日本企業がアジア投資を行うに当たり直面することになるアジア各国の法制度には、直ちには理解しにくい側面が多々見受けられます。

森・濱田松本法律事務所は、日本企業にアジア特有の問題点を理解していただき易いように、いち早く中国(北京・上海)に進出し、アジアの新興国としての中国業務に取り組み、新興国特有の諸問題にかかわる経験を蓄積してきました。また、中国に続く他のアジア新興諸国においても、こうした蓄積と豊富なクロスボーダー案件の経験を活かして、ジョイントベンチャー(JV)、M&A、投資規制、資源インフラ投資、知的財産侵害を含む紛争解決等アジアでの様々な案件に関して、クライアントの皆様にリーガルサービスを提供してまいりました。

特に近時、日本の経済環境が厳しさを増すとともに、日本企業にとってのアジア戦略の重要性は増加の一途を辿っており、クライアントの皆様からは、アジア現地における日本人弁護士によるサポートを熱望するお声を多くお聞きすることとなりました。このようなクライアントの皆様のご要望・ご期待にお応えするため、当事務所は、1998年に北京オフィス、2006年に上海オフィス、2012年にシンガポールオフィス、2014年にヤンゴンオフィス(2020年よりMyanmar Legal MHMへ名称変更)、2015年にバンコクオフィス(2017年にこれを現地法律事務所と統合し、Chandler MHMへ変更)、2018年にホーチミンオフィス、2022年にハノイオフィスを設けました。また、これら以外の東南アジア・南アジアの国についても弁護士を派遣するなどして、現地の有力法律事務所と密接に連携をとる体制を確立しております。このように、アジア諸国の当事務所オフィスのみならず、現地弁護士事務所とのネットワークも活用しながら、日本国内とアジア諸国の両方において、日本弁護士と現地の弁護士による総合的なリーガルサービスの提供に努めています。

東京、大阪、名古屋、福岡、高松、北京、上海、シンガポール、ヤンゴン、バンコク、ホーチミン、ハノイの各拠点を中心とした体制によって、当事務所は、クライアントの皆様とともに、アジア地域における国際競争の最前線に立って、多様なニーズに、より強力かつ迅速にお応えしてまいります。

Asia
Practice

蓄積された「経験」、そして「総合力」

森・濱田松本法律事務所は、90年代前半より中国業務チームを中心に数多くの中国案件に関与し、これを通じてアジア地域全般において、豊富な経験と貴重なノウハウを蓄積するに至っています。各国における合弁や企業買収などの投資案件では、規模、業種、形態のいずれの面でも多岐に及ぶ豊富な実績を誇ります。また、知的財産権、IT関連、証券投資等の先端的な法律業務も、数多く取り扱っています。このほか、知財、製造物責任、労働等の紛争案件への対応にも幅広く対応しています。

当事務所のアジア業務の特長として、大規模法律事務所の「総合力」があります。事務所内にはあらゆる領域を扱う弁護士がおり、総合的なリーガルサービスを提供しています。こうした強みは、M&A（日本企業によるアジア企業の買収は勿論、近年はアジア企業による日本企業買収への対応も含まれます）、ファイナンス（株式上場や投資ファンド組成など）、独占禁止法対応、国際紛争解決、知的財産権（国際的な特許紛争や新興国における模造品対策など）等の分野で特に発揮されています。

アジアにおけるJV及びM&Aについて

日本企業のアジア各国に対する直接投資に関する法的論点は多々ありますが、特に重要なものとして許認可を挙げることができます。一言で許認可といっても、届出に近いものもあれば、政府機関の広汎な裁量に委ねられるものもあります。実際、具体的にJVやM&Aの契約交渉を行うに当たって、許認可を盾にとって交渉を進めるアジア現地企業も少なくありません。日本企業が論点となっている許認可の本質を理解しなければ、効果的な契約交渉を遂行することはできません。

森・濱田松本法律事務所は、アジア業務の経験を有する日本人弁護士と現地法律事務所が協働して対応することにより、許認可を含むアジア特有の論点について、日本企業の意思決定に必要な情報及びソリューションを提供しております。また、より複雑化するJVやM&Aの契約ドラフト及び交渉において、日本企業の利益を確保すべく事案に応じて積極的な提案を行います。

アジアにおける資源・インフラ投資及び不動産開発について

森・濱田松本法律事務所では、アジア地域において増加している資源開発や、インフラストラクチャー事業、不動産開発事業をさらなる成長・収益機会とする日本の事業会社、金融機関及び総合商社に対し、現地における豊富な案件実績・ノウハウに基づく現地法に関するアドバイスと、当事務所における不動産法、プロジェクト・ファイナンス、ストラクチャードファイナンス、国際金融やクロスボーダー M&A等に関する実務とを有機的に連携させ、総合的なリーガルサービスを提供する体制を整えております。

また、気候変動対策の一環としての二国間クレジット制度やこれに関する政策金融の活用といった、アジア地域でのインフラストラクチャー事業に関わる新しい動きも出てきています。当事務所ではこうした制度の構築にも積極的に参加しており、内外の制度に精通した総合的なリーガルサービスを提供いたします。

Asia
Practice

アジアにおける紛争解決及び不正調査について

日本企業を巻き込んだアジア各国における各種紛争は増加しており、かつ、その紛争解決の重要性がますます高まっています。このような状況の下、森・濱田松本法律事務所は、当事務所アジアオフィスにて又はアジア各国現地法律事務所と協働して、アジア各国における、訴訟、仲裁、知的財産に関する防御活動等の各種紛争案件に対応しています。

特に、アジア紛争解決の具体的方法としては、日本、シンガポール、香港、中国を含むアジア各国における仲裁が重要となります。アジア各国における裁判所の判決は他国で執行することができない場合が多く、これに対して仲裁判断は他国でも執行可能であることから、日本企業とアジア各国企業との間の契約の紛争解決方法があらかじめ仲裁と指定されている場合が多く、当事務所も、これらの国の仲裁案件において日本企業をサポートしています。

また、アジアに進出した日系企業における不正調査対応業務も増加しています。アジアでもコンプライアンス意識は高まっており、社内の不正が発覚した場合にはしっかりと調査を行い対応することが求められています。当事務所は、こうした不正調査対応業務についても、現地の実情及び言語に通じた弁護士も活用して調査を行い、更に対応策及び再発防止策のアドバイスを行います。

Asia
Practice

アジアプラクティスに関する実績

森・濱田松本法律事務所は、日本企業のアジアにおける外国直接投資、M&A、企業再編について当該案件の性質及び規模に応じてベストと考えられる現地法律事務所と協働して日本企業をサポートしております。

下記は、近年、当事務所の弁護士が手掛けたアジアプラクティスの実績のごく一部をご紹介するものです。

M&A・ジョイントベンチャー／企業再編

■アジア多数国に展開する合弁会社の少数株主持分の取得及びインドネシア会社の買収(2020年-2021年)

日本企業が、中国、シンガポール、マレーシア、タイ、インド、韓国、台湾等の複数のアジア諸国で行っている合弁事業に関する各合弁会社の相手方保有の少数株主持分を取得すると共に、当該相手方が支配するインドネシアの会社の買収を実施する取引について、当事務所はリードカウンセルとして法的サポートを提供しました。具体的には、デュー・ディリジェンス、契約書面の作成、契約交渉、関係当事者との折衝等を行いました。

■インドネシアにおける国有企業への出資(2020年-2021年))

日本企業が、インドネシアにおいてセメント事業を行っている同業界における最大手の国有企業に対して出資を行い、資本業務提携を行う取引について、当事務所はリードカウンセルとして法的サポートを提供しました。具体的には、デュー・ディリジェンス、契約書面の作成、契約交渉、関係当事者との折衝等を行いました。

■マレーシアにおける合弁会社設立(2020年)

日本企業が、フランス企業とマレーシアにおいて合弁会社を設立する際に、当事務所はマレーシアの現地法律事務所と共同してディール全体を通じた法的サポートを提供しました。具体的には、契約書面の作成、契約交渉、関係当事者との折衝等を行いました。

■マレーシア等に展開する多国籍企業との資本業務提携(2020年)

日本企業が、多国籍に事業を展開しているマレーシアのテクノロジー企業の発行済株式の100%取得による資本業務提携を実施する際に、当事務所は法的サポートをリードカウンセルとして提供しました。具体的には、デュー・ディリジェンス、契約書面の作成、契約交渉、関係当事者との折衝等を行いました。

Asia Practice

■フィリピンにおけるオフィスビル開発プロジェクト（2019年）

フィリピン企業2社が計画するマニラ首都圏におけるオフィスビル開発プロジェクトに日本企業が参画するに当たり、当事務所は、フィリピンの現地法律事務所と協働してディール全体を通じた法的サポートを提供いたしました。本件は、依頼者にとって第1号のフィリピンでの不動産投資・開発プロジェクトとなります。具体的には、当事務所は、外資規制を踏まえたストラクチャーの検討、不動産のデュー・ディリジェンスの統括、合弁契約等の契約書面のドラフト・交渉、クロージングサポート等を行いました。

■アジアの多数国に展開するシンガポールの会社の買収（2017年）

日本企業が、タイ、中国等の複数のアジアの国に拠点を有するシンガポールの会社を買収する案件において、当事務所の日本及びアジアの各拠点並びに現地法律事務所と協働して、法的サポートを提供しました。具体的には、デュー・ディリジェンス、契約書面のドラフト・交渉、表明保証保険に関するアドバイス等を行いました。

■インドネシアにおける大手旅行代理店会社との資本提携（2017年）

日本企業が、インドネシアにおいて最大手の旅行代理店業を営む会社の株式取得を通じた資本提携を実施する際に、当事務所は、インドネシアの現地法律事務所と協働して、ディール全体を通じた法的サポートを提供しました。具体的には、デュー・ディリジェンスの統括、契約書面のドラフト・交渉、クロージングサポート等を行いました。

■インドネシアにおけるデジタル関連事業会社への出資（2017年）

日本の上場企業が、インドネシアにおける大手財閥が運営するデジタル関連事業会社への出資を行う際に、当事務所は、インドネシアの現地法律事務所と協働して、ディール全体を通じた法的サポートを提供しました。具体的には、デュー・ディリジェンスの統括、契約書面のドラフト・交渉、クロージングサポート、関連当事者との折衝等を行いました。

■シンガポールを本拠としてアジアの多数国に展開するSGX上場会社のスキーム・オブ・アレンジメントによる100%買収（2016年）

日本企業による初めてのシンガポール法上のスキーム・オブ・アレンジメントの手法を用いたシンガポール証券取引所上場シンガポール法人を対象会社とする100%子会社化案件を担当しました。当事務所は、シンガポールその他対象会社が展開している多数国の現地法律事務所と連携して、デュー・ディリジェンス、契約交渉等の法的サポート全般を行いました。

Asia Practice

■シンガポールのレストランチェーン企業の買収(2016年)

日本の外食産業企業大手がシンガポールにおけるフランチャイジー企業を買収し、100%子会社化する際に、当事務所は、シンガポールの現地法律事務所と協働して、デュー・ディリジェンス、契約交渉等の法的サポート全般を行いました。

■フィリピンでの商船大学の設立・運営に関する合弁事業への参画(2016年)

日本の大手海運企業がフィリピンにおいて現地パートナーとの合弁事業として商船大学を設立・運営するに際し、当事務所は、フィリピンの現地法律事務所と協働して、合弁契約・建設契約・ローン契約・担保契約等のドラフトその他の法的サポート全般を行いました。

■ミャンマーにおける初の外資による小売事業進出(2016年)

日本企業を代理してミャンマーの現地小売事業者のスーパーマーケット事業の買収案件について、許認可取得、デュー・ディリジェンス、契約書面の作成・交渉などの法的サポートを提供しました。本案件はミャンマーにおいて外資が小売事業に進出した初めてのケースです。

キャピタルマーケッツ／ストラクチャードファイナンス

■インドネシア共和国政府によるサムライ債発行（2020年及び2021年）

インドネシア共和国政府が日本国内において行った公募による債券（サムライ債）の発行において、当事務所は単独の日本法法律顧問として、同国政府及び主幹事証券会社に対する法的助言の提供並びに開示・契約書類全般の作成を行いました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて不安定な市場環境下において、堅実なエグゼキューションを追求し、最長20年債を含む5トランシェ合計1,000億円の調達を実現しました。

■日本大手企業の海外子会社によるインドネシア証券取引所への上場（2019年）

日本企業のインドネシア子会社が現地証券取引所に新規上場するに際し、当事務所は現地法律事務所や引受証券会社と協働して、日本法法律顧問としてサポートしました。とりわけ、東京証券取引所上場会社である親会社にディスクロージャーやインサイダー取引防止の観点から助言を提供するとともに、上場後の子会社運営に関する合意形成に寄与しました。本上場は、2019年のインドネシア最大の上場案件となりました。

Asia
Practice

■イスラム金融（2019年）

マレーシアやインドネシア等の海外で発行されたイスラム債（スクーク）を日本の機関投資家が取得することに関し、日本における法律・税務上の取り扱いを分析・検討しました。外部の税務・会計の専門家とも協議を重ねつつ、税務当局への照会も行い、これらの取り扱いを日本で初めて明確化しました。低金利で運用に悩む日本の銀行や生命保険会社に対して、投資収益の高いイスラム債を新たな投資商品とする道を開拓することに貢献しています。

■ミャンマーにおける航空機ファイナンス（2015年）

ミャンマーにおいて航空機を引き当てとするファイナンス案件においてレンダー側顧問としてストラクチャリング、契約書面の作成、契約交渉などディール全体を通じた法的サポートを提供しました。本案件はミャンマー初の航空機ファイナンス案件であり、ミャンマー国内で運行される航空機に担保権を設定した点を含めて革新的な案件です。

■イスラム金融（コモディティ・ムラバハ）方式による資金調達（2015年）

日本企業がマレーシアで行う不動産開発プロジェクトにおいて、イスラム金融（コモディティ・ムラバハ）による資金調達を行う際、当事務所は、日本企業の側で、ストラクチャーの検討、現地における関連する金融規制の調査、契約書面の作成及び交渉においてサポートを提供しました。

Asia Practice

■台湾（新北市）における大規模商業施設建設PPPプロジェクト向け融資（2014年）

台湾・新北市がPPPとして推進した大規模アウトレットモールの建設プロジェクトにおいて、事業主体となる日本の大手不動産会社と台湾企業との合弁会社に融資を行う日本の大手銀行に対して、当事務所は現地法律事務所の協力を得ながら、PPPに関連する協定書等の確認、融資関連契約の作成、交渉等の総合的な法的サポートを提供しました。

■日本のゴルフ場運営会社によるシンガポールBTの組成及び上場（2014年）

日本のゴルフ場運営会社が保有するゴルフ場の権益をシンガポールのビジネス・トラスト（「BT」）に譲渡し、BTのユニットをシンガポール証券取引所に上場させた案件において、当事務所は、スポンサー（当該ゴルフ場運営会社）及び発行体（BT）の日本法法律顧問として関与しました。当事務所は、日本におけるTK-GKスキームの構築、ストラクチャー関連契約の作成、デット（シンジケート・ローン）による資金調達のサポート、対象資産のデュー・ディリジェンス等を行うほか、シンガポールの現地法律事務所等と協力の上、上場申請手続、開示書類の作成及びシンガポール当局との交渉等にも中心的役割を果たしました。さらに、BTのユニットの日本における公募（POWL）についても、発行体の法律顧問として開示書類の作成等を行いました。

■日本の東証上場企業のシンガポール証券取引所におけるセカンダリー上場（2013年）

東京証券取引所一部に上場している日本企業のシンガポール証券取引所メインボードへのセカンダリー上場に際し、当事務所はシンガポールの現地法律事務所や引受証券会社と協働して、当該日本企業の上場をサポートしました。具体的には、シンガポール証券取引所規則の日本企業への適用の範囲について同取引所と交渉し、上場に際しての目論見書の作成、グループ企業を含めたデュー・ディリジェンスレポートの作成を実施しました。

■ミャンマーの証券取引法制・市場整備支援（2012年以降）

財務省の財務総合政策研究所が実施するミャンマー資本市場育成支援の枠組みの中で、当事務所の弁護士5名がミャンマー資本市場育成ワーキング・グループの委員を務め、2013年に成立したミャンマーの証券取引法の立法過程で助言を行い、政省令案の作成・修正等の作業に従事しています。また、会社法改正・振替制度等の関連法規制について提言を行い、ミャンマー側法令作成担当者の研修にも従事しています。さらに、ヤンゴン証券取引所の開設を支援し、上場候補企業への助言もしています。

Asia
Practice

不動産

■タイにおける合弁によるホテル開発事業への出資(2021年)

日本の大手不動産会社が、タイにおける大手現地ローカルパートナーとの合弁でのホテル開発事業に対して出資を行う際に、当該不動産に対する法的な観点からのデュー・ディリジェンスを実施するとともに、出資の条件、合弁会社のガバナンス、EXITなどの主要な条件に関連する契約交渉を支援しました。Chandler MHM及びMHMシンガポールがチームを組むことにより、タイとシンガポールにおいてシームレスな法的サポートを提供しました。

■マレーシアのデベロッパーによる日本における不動産開発事業(2019年)

マレーシアで大規模不動産・都市開発を行うデベロッパーが日本で取り組むAirport MICE施設の開発プロジェクトにおいて、土地取得から投資スキームの構築及びファイナンスに至るまでの取引全体に亘り、法的サポートを提供しました。本件は依頼者にとって第1号の対日不動産投資・開発プロジェクトであった上、地方公共団体を含む様々な利害関係人との折衝が必要であるなど、様々な課題に直面しましたが、当事務所は万全のサポートを提供し、重要なマイルストーンの達成に貢献しました。

■中国国有企業による日本における不動産投資(2019年)

中国で不動産開発・投資事業を行う中国国有企業が、日本において不動産投資を行う際に、投資スキームの構築、デュー・ディリジェンス、及び不動産取得からファイナンスに至るまでの契約交渉等を行いました。本件は依頼者にとって初の日本における不動産投資案件であり、案件担当者からマネジメントレベルまでの依頼者側関係者に日本固有の法制度をご理解いただくため、当事務所中国業務チームと共同し、中国の法制度・慣行なども踏まえた適格なアドバイスを提供しました。

■タイの工業団地における不動産複合開発事業への出資(2018年)

日本からのインフラシステムの海外展開を支援する官民ファンドが、タイの工業団地内における不動産の複合開発事業に対して出資を行う際に、出資者間の事項や開発に関連する契約交渉、関係当事者との折衝等を支援しました。Chandler MHM及びMHMがチームを組むことにより、タイと日本においてシームレスな法的サポートを提供しました。

■アジア各国の不動産法制の調査(2015年)

日本企業がアジア各国で不動産関連事業を新たに展開することを検討するに当たり、当事務所では、各国の不動産法制(保有・リースの形態等)や業規制、外資規制等について調査し、各国の法制に応じ実現可能な事業展開の方法について法的な観点からアドバイスを提供しました。

紛争

■インドネシア合弁会社のパートナー企業との紛争(2019年)

インドネシアの現地企業と設立したインドネシアの合弁会社につき、現地パートナー企業と紛争が生じたため、合弁解消のための契約ドラフト及び交渉の支援をインドネシアの現地法律事務所と共働して行いました。

Asia
Practice

■シンガポール国際仲裁センターにおける国際商事仲裁における勝訴(2018年)

ベトナムホーチミン市における地下鉄一号線の建設に関するシンガポールにおける商事仲裁につき、日立製作所を代理して勝訴しました。本件紛争は、ベトナムホーチミン市における地下鉄一号線の建設に関する日立製作所及びPICT間の契約に関するものであり、PICTによる日立製作所に対する契約違反に基づく損害賠償を求める仲裁申立に対し、日立製作所もPICTに対し、契約違反に基づく損害賠償を求めて反対請求を申し立てたものです。仲裁判断では、日立製作所の請求が認められ、PICTは日立製作所に対し、5,179万米国ドル及びこれに対する利息並びに仲裁費用の支払義務を負うことが命じられました。

■日本の上場企業を代理して、インドにおける合弁パートナーとの仮処分手続きにおいて、当方に有利な裁判所の判断を勝ち取りました(2016-2017年)

日本企業が、インドで行う合弁事業の現地パートナーとの間で生じた紛争に際して、インドのデリー高裁における仮処分手続きについて、当事務所は、現地法律事務所と協働して、全体の紛争戦略や裁判所に提出すべき主張書面及び証拠書類についてアドバイスを提供し、当方に有利な裁判所の判断を勝ち取ることができました。

Asia Practice

■シンガポールの裁判所における勝訴的和解（2016年）

日本の事業会社がシンガポールへの投資案件に関し、株式譲渡の無効を主張されシンガポールの裁判所に提訴された案件において、当事務所はクライアントを代理するシンガポールの法律事務所と協働して、株式譲渡の有効性につき主張立証を行い、勝訴的和解を勝ち取りました。

■タイの裁判所における勝訴（2016年）

日本の自動車部品メーカーのタイの会社への融資案件に関し、融資先への返済を求めタイの裁判所に提訴した案件において、当事務所はクライアントを代理するタイの法律事務所と協働して、融資契約の有効性につき主張立証を行い、タイの控訴審裁判所で請求全額認容の勝訴を収めました。

■シンガポール国際仲裁センター（SIAC）における差止請求における勝訴（2016年）

日本の大手メーカーと韓国の大手メーカーとのSIACにおける建設紛争に関連し、パフォーマンスボンドの履行請求の差止を申し立てられた事案において、当事務所は日本の大手メーカーを代理し、SIACにおいて、かかる差止請求の却下決定を得ました。

■中国の銀行を相手方とする信用状（LC）訴訟でクライアントに有利な和解を勝ち取りました（2016年）

中国の銀行が信用状のディスクレを主張し、支払を拒否した事案において、当事務所は日本の商社を代理し、日本の裁判所において訴訟を提起しました。2013年の案件同様、信用状の解釈が争点となりましたが、2013年の案件における判決文を踏まえ、精緻な主張・立証を行った結果、クライアントの請求が全面的に認められる内容の和解を勝ち取りました。

法制調査

■法域横断的な会社法・個人情報保護法の調査（2021年）

日本企業が拠点を有する複数の法域（シンガポール、タイ、インド、ベトナム、フィリピン、インドネシア、その他東アジア・欧州の国々）における会社法・個人情報保護法関連規制を横断的に調査しました。当事務所は各国の現地法律事務所と共同しリードカウンセルとして調査を指揮しました。

■グローバルに活動する金融機関のアジア太平洋地域内各国における規制の調査及び当局対応のコーディネーション（2016年）

グローバルに活動する日本の金融機関による、アジア太平洋地域内の多数の法域にまたがる新規プロジェクトに際し、ビジネス上及び日本法上の検討を行った上で、各地の現地法律事務所や当事務所中国業務チームと協働して、各法域の規制の調査及び規制当局対応のコーディネーションを行い、各法域の実情に沿いつつも可能な限り統一的な事業展開が可能となるよう支援を行いました。

Asia
Practice

■ミャンマー・ティラワ経済特区管理委員会能力強化支援業務（2013年以降）

ミャンマーのティラワ経済特区の管理委員会のアドバイザーとして、主として法的な側面から投資許認可のサポート、ティラワ経済特区における規則の制定などの支援を行っています。

■南アジア・東南アジアでのインターネットビジネス関連法制調査（2011年以降）

日本の上場企業が、南アジア・東南アジアの複数の国における現地消費者・事業者向けのウェブサイト運営を開始するに当たり、当事務所は各国の現地法律事務所と協働して、ウェブサイトの開設及び運営に関連した知的財産法、消費者保護法、電子商取引法、外資規制法等の規制を調査し、フィージビリティスタディの段階からウェブサイトの開設・拡大までを通じ法的サポートを提供しています。

Asia
Practice

コンプライアンス対応

■アジアにおける不正・不祥事対応、海外危機対応等

アジア各国における日系企業の子会社等で発生した、贈賄・税務違反その他のコンプライアンス違反を始めとする不正・不祥事事案について、現地における内部調査等の実施、原因究明、再発防止策に関する構築・モニタリング支援等を、数多く手掛けています。また、アジア地域において発生した事件（企業犯罪事件等を含む）・事故に際しての、危機対応等のアドバイス・支援も数多く行っています。これらの対応に際しては、日本における本社での対応と同時に、現地での対応も直ちに必要となることから、当事務所が日本国内及びアジア各国に構築したネットワークを最大限活用し、日本国内及び現地において機動的な対応を行っています。

下記は近年に対応した不正調査対応事案の一例です。

- タイにおける、日系建設機械製造メーカーの社内不正調査
- ベトナムにおける、日系通信子会社の社内不正調査
- シンガポールにおける、日系海運会社子会社の従業員による社内不正調査
- シンガポールにおける、日系産業金融子会社の法令違反取引の調査
- 香港における、日系子会社の不正調査対応
- インドにおける、日系機械メーカーの社内不正調査
- 東南アジア各国における、建設関係業の汚職についての調査
- アジアの国における、日系製造業の代理店における不正対応
- ミャンマーにおける、日系子会社の労働法令違反調査対応

■アジアにおけるコンプライアンス態勢の構築支援

多くの日本企業に対し、アジアの子会社を含むグローバルコンプライアンス態勢の構築に関して、現地子会社の実態についての深い理解をもとに、法的かつ実践的な観点からアドバイスを提供しています。特に、近年、外国公務員に対する贈賄に関する規制など重要性が増しているコンプライアンス問題に関しても、アジアにおける豊富な経験・知識を踏まえて、実践的なアドバイスを提供しています。また、日本企業のアジア子会社の役員・従業員等に対するコンプライアンス研修等も多く行っています。

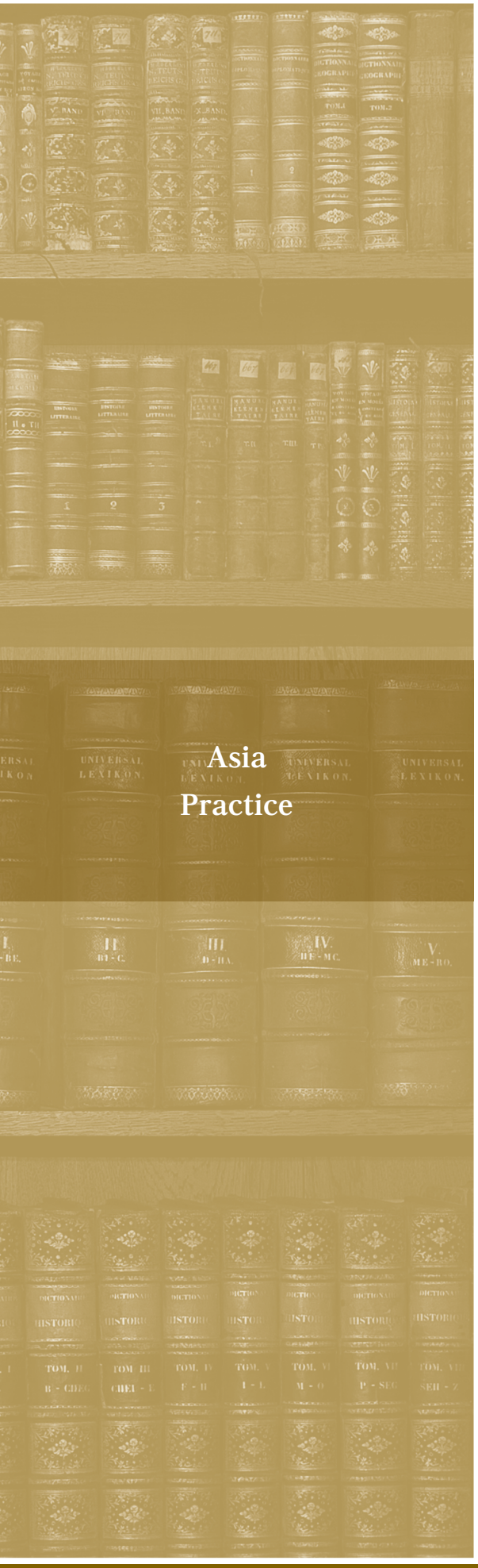

Asia
Practice

エネルギー・インフラストラクチャー

■タイの複合地域開発向け地域冷房・配点事業(2020年)

大手日本企業とタイエネルギー大手企業から構成されるコンソーシアムが、タイの財閥系不動産大手企業と協働で、タイのバンコク中心地の大規模複合地域開発向け地域冷房事業及び配電事業を行うに際し、Chandler MHMにおいて、当該事業の根幹となるユーティリティ開発契約の交渉等を支援しました。本件は、タイ有数の大規模地域開発計画において重要な役割を果たすプロジェクトで、タイ国内外において注目されました。

■タイ東部港湾拡張に関する官民連携事業の入札(2020年)

タイ政府が近年推し進めるタイ東部の大規模インフラ開発事業のうち、タイ東部の大規模港湾拡張の官民連携事業入札に関して、Chandler MHMにおいて、コンソーシアムを構成した中国企業に対して応札に関するタイ法上のサポートを行いました。とりわけ、コンソーシアム組成、入札手続、及び関連するタイの法規制等について助言を行いました。

■タイの太陽光発電事業への出資(2019年)

日本企業がタイにおける太陽光発電事業に新規進出し現地企業と合弁を組成するに際し、Chandler MHM及びMHMが共同して全面的に法的サポートを提供しました。具体的には、出資者間合意に関する契約作成、タイでの新規事業会社の設立・運営、現地事業関連規制及び労務関連法令等に関する助言、現地事業会社の電力供給契約等を含むプロジェクト関連契約の整備支援等を行いました。

■タイ企業による日本における再生可能エネルギー発電事業への投資(2016年以降)

上場企業を含むタイ投資家が、日本において再生可能エネルギー源(太陽光及び地熱等)を用いた発電所の開発・運営プロジェクトへの投資を行う複数の案件において、当事務所は、タイの投資家に対し、デュー・ディリジェンス、投資スキームのストラクチャリング、及び資金調達の各段階における助言、契約書面の作成、契約交渉等のリーガルサービスを提供しました。2017年1月からは、Chandler MHMと緊密に協働してタイ投資家のサポートを行っています。

森・濱田松本法律事務所　広報
mhm_info@mhm-global.com
tel.03-6212-8330
www.mhmjapan.com

©2022 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.